入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。 令和7年10月8日

支出負担行為担当官 大阪検疫所総務課長 林 秀幸

◎調達機関番号017 ◎所在地番号27

1 調達内容

(1)調達件名

サーモグラフィー5台の購入

(2)調達件名の特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3)納入期限

令和8年2月27日まで

(4)納入場所

大阪市港区築港4丁目10番3号 大阪港湾合同庁舎5階 大阪検疫所

(5) 入札方法

入札金額については、サーモグラフィー5台の総額(搬送及び設置等に要する一切の費用を含めた額) とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 本案件は、原則、電子調達システム(政府電子調達(GEPS))で行う。 なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に申し出た場合に限り、紙入札方

式によることができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、厚生労働省大臣官房会計課長から「物品の販売」の「A」、「B」、又は「C」の等級に格付けされ、近畿地域の競争入札参加資格を有している者であること。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6)経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

 $\mp 552 - 0021$

大阪市港区築港4丁目10番3号(大阪港湾合同庁舎5階) 大阪検疫所総務課経理係 電話06-6571-3621 (2) 入札説明書等の交付期間

令和7年10月8日(水)から令和7年10月23日(木)までの8時30分から17時00分の間とする。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)に規定する日を除く。

4 入札書の提出場所等

- (1)入札書の提出場所上記3(1)の場所
- (2)入札書の提出期限

令和7年10月24日(金)14時00分

(3) 開札の日時及び場所

令和7年10月27日(月)10時00分大阪港湾合同庁舎5階 大阪検疫所会議室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3)入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

なお、入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関して説明を求められた場合は、速やかに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類と併せて支出負担行為担当官が指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及びその他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また、入札に参加した者が、(3)の誓約書を提出せず又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 契約書作成の要否

必要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無

なし

(8) その他

担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得る。 詳細は入札説明書による。

3

利用開始方法

政府電子調達(GEPS(ジープス))を利用するには、環境の準備(政府電子調達(GEPS(ジープス)) 及び調達ポータル)、電子証明書の取得、調達ポータルへの利用者登録が必要です。

推 奨環境の準備 → 調達ポータル 및 https://www.p-portal.go.jp/how_to_use

推奨環境を参考にソフトウェア、ハードウェア及びネットワークをご準備ください。また、準備が終わりましたら、環境設定を行ってください。政府電子調達(GEPS(ジープス))及び調達ポータルの推奨環境及び環境設定については、上記URLをご確認ください。

電子証明書の取得

政府電子調達 (GEPS (ジープス))では電子証明書を利用した認証を行っています。電子証明書とは、信頼できる第三者(認証局)が本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものです。 政府電子調達 (GEPS (ジープス)) では以下に示す「対応認証局一覧」の電子証明書が利用できます。 政府電子調達 (GEPS (ジープス))をご利用になる前にご準備ください。 詳細に関しては、各認証局へお問い合わせください。 なお、利用にあたっては、法人・個人事業主等の組織に所属する代表者等に対して発行される電子証明書を ご用意していただく必要があります。 新規に電子証明書を申請される場合には、電子証明書に住所が格納されるよう、申請書 (申請フォーム)に住所を明記していただくようお願いいたします。

【対応認証局一覧】

対応認証局	ICカード形式	ファイル形式
NTTビジネスソリューションズ株式会社(e-Probatio PS2 サービスに係る認証局)	\circ	×
三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社 (DIACERT-PLUSサービス)	0	×
セコムトラストシステムズ株式会社 (セコムパスポート for G-IDに係る認証局 タイプB(一般向け・属性型証明書))	×	0
株式会社帝国データバンク(TDB電子認証サービスTypeAに係る認証局)	\circ	×
電子認証登記所(商業登記に基づく電子認証制度)	0*	0
株式会社トインクス (TOINX電子入札対応認証サービスに係る認証局)	0	×
日本電子認証株式会社 (AOSignサービスに係る認証局)	\circ	×
地方公共団体情報システム機構(公的個人認証サービス)(マイナンバーカード)	\circ	×

※日本電子認証(法人認証カードサービス)

利 用者登録

→ 🖵 https://www.p-portal.go.jp/manuals

調達ポータルへの利用者登録の方法については、上記 URL に掲載されている「調達ポータル操作マニュアル」の「利用者情報を管理する> 初めて利用する方> 電子証明書 / マイナンバーカード (代表者)」、または「利用者情報を管理する> 初めて利用する方 >電子証明書/マイナンバーカード (代理人)」をご確認ください。

お問合せ先

■ご不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。



調達ポータル〉https://www.p-portal.go.jp/fag

■FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

調達ポータル ナビダイヤル **、0570-000-683** IP電話等 **、03-4332-7803**

受付時間:平日 9時00分~17時30分

(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く) その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入開札の延期を行う場合がありますので、 入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。



政府電子調達(GEPS)

調達情報の確認・入札・契約・請求等を、 インターネットを利用して行うことができます。



「調達ポータル」サイトで、さらに便利になりました。

「調達ポータル」 サイトでは、調達情報の検索や事業者情報の検索に加え、競争参加資格申請や 入札・契約業務を行うことができます。 詳しくは調達ポータルサイトをご覧ください。

調達ポータル

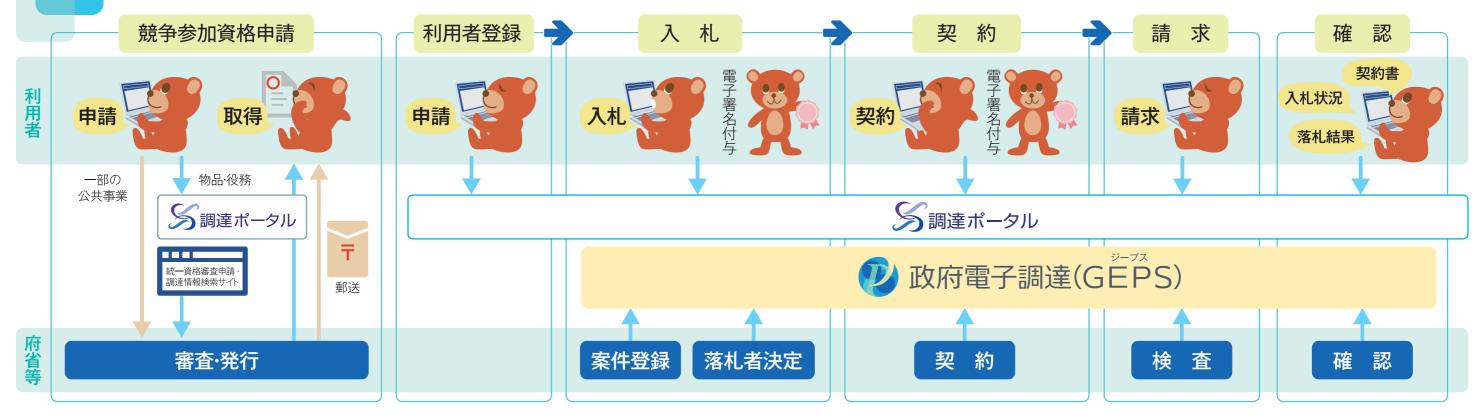




内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、 衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

政

府電子調達(GEPS(ジープス))



1 政府電子調達(GEPS(ジープス))とは

政府調達の一連の手続きを電子化

これまで「物品・役務」の入札業務については、一部の府省等において電子化されていましたが、 政府電子調達(GEPS(ジープス))を利用することにより、「物品・役務」及び「一部の公共事業」の 入札、契約、請求等の一連の業務を電子的に処理できるようになります。

窓口を統一

政府電子調達(GEPS(ジープス))は府省共通のシステムとして運用されるため、利用機関の調達案件を、本システムを統一窓口として同一の操作で処理することができます。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

2 ご利用のメリット



上記の業務をワンストップで できる!

○ ワンストップで手続き可能

統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。

常時利用可能^{*}

※システムメンテナンス時を除きます。

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

■ 印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。

号移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。

■ 書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。

▲ 印鑑が不要*

※法令で義務のある場合を除きます。

電子証明により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。